

## 公 募 要 領

国立大学法人上越教育大学

### 1. 事業名

国立大学法人上越教育大学の会計監査人候補者の選定（令和7年度から令和9年度）

### 2. 事業の趣旨

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、候補者名簿を文部科学大臣に提出することとされています。

このことから、本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの方から提案書の募集を行い、会計監査人候補者の選定を行うものです。

### 3. 事業の内容

国立大学法人上越教育大学における財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査業務

### 4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 準用通則法第41条に定める資格を有する者であること。
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。
- (4) 国立大学法人上越教育大学調達役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例の規定に該当しない者であること。

### 5. 提案書の提出方法等

#### (1) 提出書類

- ①組織の代表者名で本件に対する応募の意思を明確に示す書面（様式任意）
- ②準用通則法第41条に定める資格を有する証明（様式任意）
- ③反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（様式1のとおり）
- ④提案書  
別紙「提案書作成要領」を参照のうえ作成してください。
- ⑤見積書
- ⑥法人の概要等を記したパンフレット

#### (2) 提案書の提出場所、公募の内容を示す場所並びに問合せ先

国立大学法人上越教育大学監査室

電話番号：025-521-3230 E-mail：kansa@juen.ac.jp

#### (3) 提出部数

- ①紙媒体 5部
- ②提案書の電子媒体（ファイル形式Excel）1部

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（書留又は配達証明に限ります。）

ただし、提案書の電子媒体は、電子メール等により提出してください。

#### (5) 提出期限

令和7年3月6日（木）17時（必着）

(6) その他

提案書等の作成及び提出に要する費用は、選考結果にかかわらず提案者の負担とします。

また、提出された提案書及び電子媒体等については返却しません。

6. 選定方法等

(1) 選定方法

国立大学法人上越教育大学会計監査人候補者選定委員会において、次のとおり審査を行います。

①書類審査

提出された提案書により書類審査を実施します。

②プレゼンテーション

ア 提出された提案書に基づき、プレゼンテーション（Zoom）をしていただきます。

日時 令和7年3月18日（火）

詳細は、提案書を提出した者に別途通知します。

イ プレゼンテーションは、提出した提案書のみを使用してください。追加資料の提出は認めません。

ウ プレゼンテーションは、説明を20分程度で行い、その後10分程度の質疑応答を予定しています。

エ 通信費等のプレゼンテーションに要する費用は、選考結果にかかわらず提案者の負担とします。

(2) 審査基準

別途定めた「審査基準」のとおり

(3) 選定結果の通知

選定終了後、14日以内にすべての提案者に選定結果を通知します。

7. 契約の締結

会計監査人として文部科学大臣による選定後、提案書をもとに契約条件を調整するものとします。

なお、契約金額については業務内容等を勘案して決定するものとするので、提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また、文部科学大臣が選任しない場合及び契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。

今回の会計監査人候補者の選定は、令和7年度から令和9年度までの3年間に係る候補者の選定となりますが、毎年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約になります。

令和8年度及び令和9年度の契約にあたっては、今回選定された者から前年度の監査業務の実績報告書及び当該年度の監査提案書を提出いただき、本学において、その内容が適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとなります。

8. スケジュール

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| ①公募開始     | 令和7年2月6日（木）                           |
| ②公募締切     | 令和7年3月6日（木）                           |
| ③審査       | 令和7年3月中旬頃<br>（プレゼンテーション：令和7年3月18日（火）） |
| ④選定       | 令和7年4月中旬頃                             |
| ⑤契約締結     | 文部科学大臣による選任の後                         |
| ⑥会計監査人の任期 | 準用通則法第42条に定められた期間                     |

## 9. その他

- (1) 令和7年度から令和9年度に係る会計監査人候補者の選定を行うので、提案書の記載に関して、複数年度にわたる期間を通した監査を考慮した提案を行ってください。  
また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることがあります。
- (2) 「上越教育大学概要」及び「財務諸表」は、下記を参照願います。  
概要：<https://www.juen.ac.jp/050about/040publicity/020book/index.html>  
財務諸表：<https://www.juen.ac.jp/070koukai/050admindoc/zaim/index.html>
- (3) 業務実施にあたっては、契約書及び提案書等を遵守してください。
- (4) 当初の提案書の内容及び金額に大きな変更が生じた場合、選定された者が行政処分を受けるなど特別の事由が生じた場合又は業務内容を大幅に見直す必要が生じた場合には、選定の見直しの対象となります。
- (5) 守秘事項の指定  
応募者から提出された提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となるので、守秘することを要望される事項がある場合は、提案書の提出時に当該事項を指定してください。
- (6) 非常勤講師の就任禁止  
公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び同第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれるので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんのでその旨留意してください。